

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 歴史的建造物の選定解除……………
……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
 - 公共測量の実施 (二件)……………
……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
 - 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
 - 建築基準法による一団地の区域……………
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………二
- ### 公告
- 仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効……………
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………二
 - 開発行為に関する工事完了……………
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………二
 - 住民監査請求に係る監査結果の公表……………
……………(東京都監査委員)……………二
- ### 告示
- 東京都告示第千四百三十八号
東京都景観条例 (平成十八年東京都条例第百三十六号)
第二十四条第一項の規定により、東京都選定歴史的建造物

の選定を解除したので、同条第二項において準用する同条例第二十二條第六項の規定により告示する。

平成二十八年八月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 東京都選定歴史的建造物の名称等

名称	構造及び規模	所在地
三越本店	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上	中央区日本橋室町一丁目四番一号
	七階地下三階建て	

二 選定解除の理由

平成二十八年七月二十五日付文部科学省告示第百二号により重要文化財に指定されたため

三 選定解除年月日

平成二十八年七月二十五日

● 東京都告示第千四百三十九号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、昭島市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年八月二十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 昭島市
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点測量)
- 三 測量の区域 昭島市松原町一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月十九日から平成二十八年九月十六日まで

● 東京都告示第千四百四十号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、板橋区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年八月二十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量 (用地測量)
- 三 測量の区域 板橋区西台二丁目及び西台三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月八日から平成二十八年十二月八日まで

● 東京都告示第千四百四十一号

都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第三十八条第一項の規定に基づき月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年八月二十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称 月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十六年十二月十九日から平成三十三年三月三十一日まで
- 三 施行地区 中央区月島一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区月島一丁目二十二番十号

平成二十六年十二月十九日

五 変更の内容

事業施行期間を平成三十四年三月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年八月二十五日

●東京都告示第千四百四十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

大田区平和島一丁目一番一の一部及び同番二 平成二十八年七月二十八日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎二十四階中央)

公 告

仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効に

ついて

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一

条の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人サービスグラント

二 代表者の氏名

嵯峨 生馬

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区渋谷一丁目六番三一五〇二号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する仮認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成二十八年七月十日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年八月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に 許可を受けた者の
含まれる地域の名称 住所及び氏名

立川市柴崎町六丁目百五十番 立川市錦町六丁目二十一番
及び百五十一番二の各一部、 十六号

百五十二番一、同番二並びに 小川 司
百五十三番

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果(平成28年8月1日付けで請求人に通知)を次のとおり公表する。

平成28年8月25日

東京都監査委員 山 加 朱 美
東京都監査委員 吉 倉 正 美
東京都監査委員 友 瀨 宗 治
東京都監査委員 岩 田 喜 美 枝
東京都監査委員 松 本 正 一 郎

※ 報告書内の記載に関する注意事項
 外添前知事を指す場合は、表記を一律に「前知事」とした。

第1 請求の受付

1 請求人

世田谷区松原四丁目37番6号 後藤 雄一

2 請求の提出

平成28年6月14日

3 請求の内容

(1) 主張事実

週刊文春／6月16日号は、あんな「調査結果」では納得できません外添新疑

惑！独走第6弾とのタイトルで

ア 公用車でN響年末コンサートに夫婦で！

イ 家族で東京ドーム巨人戦観戦も公用車使用疑惑

と、公用車について2点報じている。

上記文春の紙面には、アについて運転日誌が掲載され、27年12月23日NHKホールで開催された「ペーター・グエン第9演奏会」に夫婦同伴で出かけた、と報じている。

同じく、イについては「表」にまとめ6/4ー巨人／オリックス、8/18ー巨人／阪神、8/29ー巨人／中日について、東京ドームで行われた巨人戦に、家族で公用車を使っていた？と、疑惑を報じている。

上記2点ア、イについては、都庁関係者からの内部告発、今までの外添前知事の行動、取材等で、信憑性が非常に高い。

上記公用車利用は、外添前知事の私的活動であり「不当利得」に当たる。

(2) 措置請求

本件公用車利用に係る、都知事公用車運転手の人件費(残業代・出張費を含む)、高速道路代、ガソリン代、公用車の諸経費等の不当利得分を外添前知事本人に請求するよう求める。

4 請求の要件審査

本件請求において、請求人は、前知事が知事専用車を使用し、東京ドームでの野球観戦及びNHKホールで開催されたコンサートに行ったことは、公用車の私的使用に当たり、都は前知事に対する不当利得返還請求権(以下「本件債権」という。)の行使を怠っているとして、本件債権の行使を求めているものと解される。

しかしながら、昭和62年2月20日最高裁判例によれば、「特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基つて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としている監査請求であるときは、怠る事実に係る請求権の発生原因たる財務会計行為のあった日又は終わった日を基準として地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第2項を適用すべきものと解するのが相当である」としている。

このことから、平成27年6月13日以前の本件債権の不行使については、法第242条第2項に定める請求期間の1年を経過しているため、平成27年6月14日から1年間に請求の対象となる。

したがって、平成27年8月18日、同月29日及び同年12月23日の知事専用車の使用に関する本件債権の不行使について、法第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

- 1 監査対象事項
平成27年8月18日及び同月29日の東京ドームでの野球観戦並びに同年12月23日のNHKホールで開催されたコンサートへ知事専用車を使用した経費について、都は前知事に対し、本件債権の行使を怠っている事実があるか否かを監査対象とする。
- 2 監査対象局
財務局を対象とした。
政策企画局、前特別秘書、東京ドーム及びNHKホールに対して関係人調査を行った。
- 3 証拠の提出及び陳述等
法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から、陳述及び陳述書等の提出は行わない旨の申し出があった。
また、平成28年7月14日、監査対象局職員の陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

- 1 事実関係の確認
 - (1) 知事専用車について
 - ア 都の庁有車は、東京都自動車の管理等に関する規則（以下「本件管理規則」という。）第1条で、公務を行うために使用し、適正かつ効率的な運営を図ることが記載されている。
 - イ 知事は、本件管理規則第9条第1項により、乗用車を専用するものとされ、専用の車（以下「知事専用車」という。）が配車されている。
 - ウ 知事専用車は、本件管理規則第8条により、使用時間の適用が除外されている。また、財務局庁有車管理要綱（以下「本件管理要綱」という。）第8条第2項では、休日であっても運行することができると定められている。
 - エ 知事専用車の使用手続については、本件管理要綱第9条第2項に定められており、専用車利用者は、原則として、運転指示書により運転者に指示するとされ、休日に専用車を使用する場合は、これとは別に休日使用届を庁有車管理者（財務局経理部総務課長）に提出することとされている。
 - しかしながら、財務局によると、知事専用車を利用する1か月から数週間前の時点から政策企画局秘書課との間で予め日程等を確認することなどにより、綿密に専用車の運行計画を調整し、さらに随時の日程の変更に対しても緊密に連携をとることで対応する必要があるため、個別の運転指示書及び休日使用届の対象とはしていないとしている。
 - (2) 知事専用車の運転日誌について
 - ア 庁有車の運転者は、本件管理規則第11条第1項により、運転終了後に、運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他必要な事項を運転日誌に記載し、庁有車管理者に提出することとされており、知事専用車についても運転日誌が作成されている。
 - イ 知事専用車の運転日誌（以下「本件運転日誌」という。）によれば、監査対象における前知事の知事専用車の使用運行経路（以下「本件使用」という。）は、表1のとおりであった。また、当該日付の「知事週間日程予定表」（以下「予定表」という。）に記載されている前知事の予定は、表1「予定表の記載」欄に記載されておりであった。

(表1)

日付	出発 時間 場所	到着 時間 場所	使用経路	予定表の記載
平成27年 8月18日(火)	16:00 都庁	16:35 台東区	都庁～台東区～文京区 区～世田谷区	視察 東京都美術館（「伝説の洋画家たち 100年展」） 18:00～ 政務
	21:05 世田谷区	21:30 都庁		
8月29日(土)	16:30 都庁	16:55 世田谷区	世田谷区～文京区～ 世田谷区	17:10 出邸 18:00～ 政務
	21:20 世田谷区	21:45 都庁		
12月23日(水)	13:25 都庁	13:50 世田谷区	世田谷区～渋谷区～ 世田谷区	14:05 出邸 14:30～ 政務
	17:05 世田谷区	17:30 都庁		

※網掛けは、前知事の迎え又は送り届けた後の知事専用車の運行である。

(3) 知事専用車の運用ルールについて

財務局によれば、具体的な運用に関しては、本件管理規則及び本件管理要綱には特段の記載はないものの、本件管理規則第1条に「公務を行うために都が使用する庁有車」とあるとおり、専用車の使用は公務を行うためのものであり、移動先が移動元のどちらかが公務であることを前提に運用しているとのことであった。また、実際の使用に当たっては、知事の広範かつ重要な職責から使用目的や形態も多岐にわたるため、個々具体的なケースで判断しており、その積み重ねの内容をルールとしていくとの説明があった。

(4) 東京チーム及びNHKホールの雇事について

平成27年8月18日及び同月29日の東京チームでは、午後6時からプロ野球の試合が開始されており、同年12月23日のNHKホールでは、午後3時からNHK交響楽団のコンサートが開演されている。

2 監査対象局の説明

平成28年7月14日に行なった監査対象局職員の陳述の内容及び監査委員からの質問についての回答は、次のとおりであった。

(1) 陳述の内容

財務局経理部総務課では、本件管理規則に基づき、公営企業等の所管分を除き、庁有車の運行管理をしている。今回の監査の対象となっている庁有車は、知事専用車である。

知事は、都を統轄してこれを代表し、その事務を管理してこれを執行する、広範かつ重要な地位及び職責を有している。この地位及び職責を全うするため、機動的な交通手段を確保するとともに、移動時にあっても常に知事と連絡がとれる態勢になければならないとの観点から、本件管理規則第9条第1項に基づき知事専用車を制度化している。

知事専用車の運行手続については、次のとおりである。

- ・ 専属運転手は、知事就任時に財務局経理部総務課で決定する。
- ・ 専属運転手は、知事の指示に従い、知事専用車を運行する。

運行状況については、運転日誌等により、財務局経理部総務課が管理している。

本件に関する請求人の主張は、前知事が知事専用車を使用して、NHKホールのコンサートに夫人同伴で出席し、さらに東京チームに家族を同伴し巨人戦を観戦した疑いもあるとした週刊文春の記事（以下「当該記事」という。）を引用し、これらは「沖添知事の私的活動であり『不当利得』に当たる。」として、運転手人件費など公用車の諸経費等の不当利得分を前知事に請求するよう都に求める。というものである。

これに対し、当該が、週刊文春記者に平成28年4月22日に開示した庁有車運転日誌は、車両の維持管理を目的に作成するものであり、その記載事項も出発地などの地名、所要時間や走行距離等に限られる。

このため当該では、同乗者の有無や使用者である前知事の行動の具体的な確認はできないが、もとより、知事専用車は、使用者である前知事の指示に基づき運行されたものであり、運用上の問題は無いものと考ええる。

一方、請求人は、引用した当該記事について「信憑性が非常に高い」と主張するのみで、「私的活動」とする具体的事実や根拠を自らは全く示さず、不当利得の対象となる財務会計行為及びその金額についても明らかにしていない。

以上から、請求人の主張は、週刊誌の記事のみに基づく推測によるもので、客観性、具体性及び合理的根拠を欠いた理由がないものと考ええる。

財務局としては、知事専用車を含む局所管の専用車について、引き続き適正な

運行管理に努めていく。

(2) 監査委員からの質問に対する回答

ア 本件運転日誌に記載のある「文京区」、「渋谷区」及び「世田谷区」の特定やそこでの滞在時間、家族の同乗の有無に関する質問に対し、以下の回答があった。

週刊文春の当該記事にあった日付の運転日誌をもとに当該職員に確認したところでは、「文京区」とある平成27年8月18日及び同月29日は東京ドーム、「渋谷区」とある同年12月23日はNHKホール、と「世田谷区」にある自宅との送迎を行ったと思われることであった。いずれも何分、時間が経過し、日常の繰り返し運行のことであり詳細についての記憶はないものの、東京ドーム、NHKホールとも来賓用の車寄せに到着し、前者についてはご家族が、後者についてはご夫人が同乗されたと思われることであった。

イ 本件管理規則、本件管理要綱に照らし、知事専用車が利用可能となる政務の範囲及び予定表にある政務（以下「本件政務」という。）での使用に関する見解についての質問に対しては、以下の回答があった。

(ア) 「政務」という文言は、知事の予定表に記載されたものを指すと思われるが、当局は見解を述べる立場にはないが、いわゆる公用車である知事専用車は、使用者である知事が有する広範かつ重要な職責を全うする機動的な交通手段を確保するため制度化されていると認識している。したがって、使用者である知事自らの判断に基づく指示に従って、知事専用車を運行することは、専用車の目的に沿ったものであるから、運用上の問題は無いと考える。

(イ) 本件については、前知事が議会での答弁等において「知事として」知事専用車を使用した趣旨の発言を行っており、この点からも特段の問題があるとの認識はない。

3 関係人調査

(1) 政策企画局

ア 本件政務と公務の使い分けについて

本件政務と公務の使い分けの基準や政務と記載されている用務の範囲について見解を求めたところ、「政務」は、前知事が政治家としての立場で行っていた

活動であり、公務は、知事としての立場で行っていた行動である。「政務」の日程は、前知事の指示により入れられていることであった。

イ 本件政務について

本件政務の内容等を確認するため、本件政務に関する資料類の提出を求めたところ、「政務」の内容は、前知事が政治家としての立場で行っていた活動であり、事務方として把握しておらず、それに関する資料もないことであった。また、「政務」には、政策企画局の職員は随行しないことであった。

ウ 本件政務と公務との関連性について

本件政務と都政との関連性について見解を求めたところ、本件政務の内容は、事務方として把握しておらず、本件政務については、都政との関連性が高いと前知事が判断し、知事専用車を使用したことであった。

(2) 前特別秘書

本件政務について、前特別秘書に対し、調査を行った。その調査項目及び回答は、表2のとおりであった。

(3) 東京ドーム及びNHKホール

前知事が、本件政務が行われた場所を訪れた時の状況を調査するため、東京ドームの管理、運営を行っている株式会社東京ドーム（以下「東京ドーム管理会社」という。）及びNHKホールの管理、運営を行っている日本放送協会（以下「NHK」という。）に対し、調査をした項目及びその回答は、表3のとおりであった。

(表2)

調査項目	日付 平成27年 8月18日(火) (東京ドーム)	8月29日(土) (東京ドーム)	12月23日(水) (NHKホール)
招待の趣旨	政務(打合せ、懇談)及び野球観戦	政務(打合せ、懇談)及び野球観戦	政務(打合せ、懇談)及び音楽鑑賞
会合の有無、 有の場合その趣旨・目的	有。 政務(都政に関連したこと、オリンピックパラリンピックに関連したことの打合せ、懇談)及び野球観戦	有。 政務(都政に関連したこと、オリンピックパラリンピックに関連したことの打合せ、懇談)及び野球観戦	有。 政務(都政に関連したこと、文化政策に関連したことの打合せ、懇談)及び音楽鑑賞
招待者及び会合の主催者 (個人、団体の別、団体の属性)	相手方のこともあり、政務のため言及せず。	相手方のこともあり、政務のため言及せず。	相手方のこともあり、政務のため言及せず。
会合の参加者 (人数、どういう立場の人か)	企業幹部3名。	政治家、企業幹部数名。同行してないので詳細不明。	企業幹部数名。同行してないので詳細不明。
会合の場所 (会議室などの特定)	東京ドーム 東京スイート倶楽部	東京ドーム 東京スイート倶楽部	NHKホール内会議室及び、ホールと思われるが同行してないので不明。
会合の時間 (開始、終了時刻)	18:00~	18:00~	14:30~
当該政務に関する前知事からの指示の有無と内容	特になし。	特になし。	特になし。
当該政務への特別秘書の随行の有無	有	無	無

(表3)

調査項目	日付 平成27年 8月18日(火) (東京ドーム)	8月29日(土) (東京ドーム)	12月23日(水) (NHKホール)
知事専用車の到着時間	顧客に係ることであり、回答は差し控させていただきます。		対応記録がないため、不明。
知事専用車の出発時間又は前知事の滞在時間			対応記録がないため、不明。
前知事を出迎え、見送りをした者			対応記録がないため、不明。
前知事の同伴者			対応記録がないため、不明。
車寄せからの前知事の行動			
貴賓室等への入室の有無 (入室がなかった場合は隣席者)	顧客に係ることであり、回答は差し控させていただきます。		当日は、貴賓室の使用は一切ない。
(以下貴賓室等へ入室があった場合)			
貴賓室等の予約者(会の主催者)	-	-	-
前知事を招待した者	-	-	-
会合の趣旨	-	-	-
参加者、人数	-	-	-
貴賓室等の滞在時間	-	-	-
食事の提供の有無	-	-	-

4 本件請求に関する東京都議会総務委員会等における前知事の答弁

前知事は、東京都議会総務委員会（平成28年6月13日）及び記者会見（同月10日）（以下「都議会総務委員会等」という。）において、本件政務及び本件使用について答弁を行っている。その答弁は、次のとおりであった。

(1) 本件政務の趣旨及び内容

ア（音楽鑑賞及び野球観戦と都政との関連性について） どういうこの音楽政策を、今から東京都はやっていくのかと、それから、例えば、プロ野球が追加種目として加わる可能性がある、そういうことについて、2020年に向けての準備、そういうことで同時に懇談をした。（総務委員会）

イ（音楽鑑賞に関し）芸術鑑賞とか、それから園遊会であるとか、在外公館の晩餐会であるとか、都で主催する在外公館向けの新年会であるとかいうときに、知事として家族も共に招待したいということがある。そういうことに対して、私は都知事として家族と共に招待したいと、そういう認識で車を使った。（記者会見）

ウ（音楽鑑賞に関し）公務という認識（記者会見）

(2) 本件政務の成果

（音楽鑑賞及び野球観戦に関し）都としての文化政策、スポーツ政策に大きく寄与していると思っている。（総務委員会）

(3) 家族の同伴・同乗について

ア 家族同伴で、(昨年、一昨年の) NHKホールの第九、2回は事実である。

それから、巨人戦観戦3回となっているが、2回だと思う。（総務委員会）

イ（音楽鑑賞及び野球観戦に関し）都知事として家族同伴で来てくれという招待を受けたと、そういう認識のもとに行った。（総務委員会）

ウ（音楽鑑賞に関しての同乗について）確かそうだと思う。（記者会見）

(4) 招待者について

ア（音楽鑑賞及び野球観戦に関し）非公式な会議をやるような場合に、政治家の信託として、相手方のことは、私の判断で申し上げない。（総務委員会）

イ（音楽鑑賞に関し）個人ではなく、公式な団体、N響に招待されたわけではない。ほかのところから招待をされた。（記者会見）

ウ（野球観戦に関し）ある団体から正式に都知事として来てくれと。そして、家族も同伴してくれと、そういう招待を受けたので、参った。（記者会見）

5 判断

本件請求において請求人は、前知事が知事専用車を使用し、東京ドームでの野球観戦及びNHKホールで開催されたコンサートに行ったことは、公用車の私的使用に当たると主張している。

このことから、前知事が、本件政務が行われた当該場所まで知事専用車を使用したことについて、前記事実関係の確認、監査対象局の説明、関係人調査及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

(1) 知事専用車の趣旨について

知事は普通地方公共団体の長であって、当該普通地方公共団体の統轄及び代表、その事務の管理及び執行、予算の調製及び執行、地方税の賦課徴収等を行うなど、広範かつ重要な職責を有している（法第139条、第147条から149条まで等）。

本件管理規則第9条第1項が知事に専用車を使用させることとしているのは、上記のような「知事が担う職責の性質、内容等に照らし、その職責を全うさせるため、知事について機動的な交通手段を確保するとともに、移動時にあっても常に知事と連絡を取ることができるようにするなどの危機管理の観点からである」（平成20年2月8日東京地裁判決）と解される。

(2) 知事専用車の使用等について

「知事が担う職責の内容及び性質、本件管理規則が知事専用車を使用させることとした趣旨及び目的、本件管理規則の具体的規定等に照らすと、知事専用車の使用の方法及び態様については、知事の合理的な判断に委ねられている」（平成20年2月8日東京地裁判決）と解される。また、「都知事による専用車の使用は、その使用態様や使用時間にかかわらず、原則として自動車管理規則に基づく正当なものといえることができるのであり、例外として、その使用がおよそ公務と関連しないものであることが明らかなる場合に限り違法となる」とも解され、「公用車の使用がおよそ公務と関連しないものであることが明らかであるか否かは、個々の使用ごとにその必要性と相当性に照らして判断すべき」（平成20年2月26日東京地裁判決）と考える。

(3) 知事専用車の使用における知事の裁量について

公用車を使用するに当たっての長の裁量について、平成22年9月16日東京高裁判決によれば、「市長の判断は、無制約に許されるものではなく、厳密には「市

の行政上必要な業務」に当たるとはいえないが、同市にとつて、これに準ずる必要性があるものについて、市長の裁量的な使用の決定を認めるものと解すべきである。」として、市長が、知事専用車の使用の知事の判断は、無制約に許されるものではなく、その用務が、厳密には都の必要な業務とはいえないまでもこれに準じた業務であると認められる場合に、知事の裁量的な使用が許されると解される。

(4) 前知事が本件政務に知事専用車を使用したことについて

本件政務について、前知事は、都議会総務委員会等において、公務であるとの認識でいたことや本件政務では、「どういふこの音楽政策を、今から東京都はやっていくのかと、それから、例えば、プロ野球が追加種目として加わる可能性がある、そういうことについて、2020年に向けての準備、そういうことで同時に懇談をした。」こと、そして本件政務の成果として、「都としての文化政策、スポーツ政策に大きく寄与している」と述べている。」と述べている。

また、前特別秘書は、前知事に随行した平成27年8月18日は、「都政に関連したことやオリシピック・パラシピックに関連したことの打合せ、懇談が行われた」ことを、前知事に随行していない同月29日の政務では、同月18日の政務と同様の内容の打合せ、懇談が行われたこと、同年12月23日の政務では、「都政に関連したことや文化政策に関連したことの打合せ、懇談が行われた」と回答している。

本件政務が行われた東京チーム及びNHKホールでの前知事の態様について、東京チーム管理会社は、全ての質問に対して、顧客に係ることであり、回答は差し控えることであった。また、NHKは、同業者等は対応記録がないため不明であり、貴賓室等への入室はなかったとの回答であった。

加えて、本件政務に招待した者について、前知事は、「非公式な会議をやるような場合に、政治家の信義として、相手方のことは、私の判断で申し上げない。」と述べており、前特別秘書も「相手方のこともあり、政務のため言及せず。」と回答している。

確かに、知事としての活動は、非公式なものを含めた多種多様な形態をとるものであり、非公式の会合であるからこそ得たり伝えたりすることができる意見や情報がないとはいえない。

また、本件政務についての前知事の見解は、都議会という公の場で述べられて

おり、一定の重みがある。

しかしながら、本件政務が、家族を同伴した野球観戦や音楽鑑賞の場において行われ、公務と関係のない私的活動との疑念を強く持たれる状況にあることからすれば、本件政務の具体的な内容を明らかにし、これが都政に資するものであると判断できるだけの、より客観的、具体的な情報が必要である。

このため、監査対象局である財務局への調査並びに知事の秘書業務を担う政策企画局に加え、前特別秘書、東京チーム管理会社及びNHKに対し、関係人調査を行ったが、こうした情報は得られなかった。

本件政務は、前知事の秘書業務を担う政策企画局には知らされていなかったが、家族を同伴した野球観戦や音楽鑑賞が行われていたことを考えれば、本件政務が高度な秘密性を持つものであったとは考えにくく、NHKホールにおいては、打合せや懇談を行うための貴賓室等の使用もなかった。こうしたことから、本件政務は公務と関係のない私的活動であるとの疑念を強く持たざるを得ない。

知事専用車の使用の方法及び態様は、知事の合理的な判断に委ねられているが、その知事の判断は無制約に許されるものではなく、その用務が都にとつて必要な業務に準じた業務であると認められなければならない。これまでの調査の結果では、その必要性を裏付ける証左を得ることができない以上、本件政務における知事専用車の使用は、知事の裁量の範囲を逸脱した違法、不当なものであると解さざるを得ない。

6 結 論

(1) 結論

前知事が本件政務に知事専用車を使用した経費について、都は前知事に対する本件債権の行使を怠っているとする請求人の主張には、理由があると認められる。

(2) 勧告

法第242条第4項に基づき、平成28年8月31日までに本件債権の行使をすること。

資料 (東京都職員措置請求書等)

〈請求の趣旨〉

1. 週刊文春/6月16日号は、あんな「調査結果」では納得できません。舛添新疑惑！ 独走第6弾とのタイトルで

(1) 公用車でN響年末コンサートに夫婦で！

(2) 家族で東京ドーム巨人戦観戦も公用車使用疑惑

と、公用車について2点報じている。

2. 上記文春の紙面には、(1) について運転日誌が掲載され、27年12月23日NHKホールで開催された「ベーターズ」第9演奏会に夫婦同伴で出かけていた、と報じている。

3. 同じく、(2) については「表」にまとめ6/4-巨人/オリックス、8/18-巨人/阪神、8/29-巨人/中日について、東京ドームで行われた巨人戦に、家族で公用車を使っていた？と、疑惑を報じている。

4. 上記2点(1)、(2)(3)については、都庁関係者からの内部告発、今までの舛添都知事の行動、取材等で、信頼性が非常に高い。

5. 上記公用車利用は、舛添知事の私的活動であり「不当利得」に当たる。

6. よって、本件公用車利用に係る、都知事公用車運転手の人件費(残業代・出張費も含む)、高速道路代、ガソリン代、公用車の諸経費等の不当利得分を舛添知事本人に請求するよう求める。

(原文のまま掲載)

事実証明書

週刊文春記事(平成28年6月16日)

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一〇一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

